

令和7年度入学者選抜における川崎市立高等学校への志願について

1 川崎市立高等学校への志願について

志願できる 住所等の要件	全日制	志願者及び保護者の住所が神奈川県内にある者	
	定時制	普通科	志願者本人が神奈川県内に住所を有する者又は川崎市内に勤務地を有する者
		専門学科	志願者本人が神奈川県内に住所又は勤務地を有する者

※ 志願資格の確認・申請は、神奈川県教育委員会 高校教育課（045-210-8084）

2 川崎市立高等学校の学区について

市内全域を学区とする			県内全域を学区とする		
学 校	課 程	学 科	学 校	課 程	学 科
幸	全日制	普通科	川 崎	全日制	生活科学科
橘	全日制	普通科			福祉科
高 津	全日制	普通科			ビジネス教養科
川 崎	定時制	普通科昼間部 (在県外国人等特別募集 を除く)	川崎 総合科学	全日制	情報工学科・総合電気科 電子機械科・建設工学科 デザイン科 ※1
橘	定時制	普通科			科学科
高 津	定時制	普通科			スポーツ科
◎ 市内全域を学区とする普通科の学区外からの 入学許可は募集定員（在県外国人等特別募集の定員 を除く）の8%以内  ◎ 川崎（定）普通科昼間部の在県外国人等特別募集 の学区は県内全域  ◎ 第2希望の記載ができる学科 川崎総合科学（全）工業に関する学科 ※1  ◎ 川崎（全）普通科、川崎（定）普通科夜間部は 令和3年度より募集停止			橘	全日制	国際科
			川崎	定時制	普通科昼間部における 在県外国人等特別募集
			川崎 総合科学	定時制	クリエイト工学科
					商業科

3 川崎市立高等学校志願者の学区確認申請について

川崎市立高等学校の普通科（全日制・定時制の課程）へ志願する場合は、学区確認申請が必要  
専門学科へ志願する場合、学区確認は不要です。

【申請に必要な書類】 5参照

- 学区確認申請書（第22号様式の1）
- 念書（第23号様式）
- 転居予定先が確認できる書類
- 同居証明書（第24号様式）（必要に応じて）

【学区確認申請期間】 学校教育部指導課 6参照


令和6年11月30日（土）及び

令和6年12月2日（月）から令和7年1月15日（水）までの

午前9時から正午 及び 午後1時から午後4時

（土曜日、日曜日、休日及び令和6年12月29日（日）から令和7年1月3日（金）までを除く）

【電子申請による学区確認申請】

申請期間	令和6年11月30日(土)午前0時から12月27日(金)午後4時		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県外から神奈川県内に転居予定の者</li> <li>・ 県内での転居予定の者（ただし、川崎市内または川崎市外での転居予定である場合を除く。）</li> <li>・ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した（または令和7年3月31日までに修了見込の）者</li> </ul>		
申請先 (リンク)	URL <a href="https://logoform.jp/form/FUQz/643049">https://logoform.jp/form/FUQz/643049</a>	QRコード	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後記⑤必要書類については、PDFまたは画像をアップロードすることにより提出していただきます。</li> <li>・ アップロードするファイルは、書類全体が鮮明に見えることを確認してください。</li> <li>・ 上記対象者以外については、川崎市教育委員会窓口のみでの受付となります。</li> <li>・ 電子申請による申請期間終了後に手続をする場合は、川崎市教育委員会窓口のみでの受付となります。</li> </ul>		

【学区確認結果通知書の交付期間】 学校教育部指導課（⑥参照）

令和7年3月3日（月）から3月7日（金）までの午前9時から正午及び午後1時から午後4時  
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

※ 定通分割選抜を志願する場合に限る。

④ 川崎市立高等学校への入学許可の扱いについて

普通科	①	全日制	志願者及び保護者の住所が川崎市内にある者	学区内での入学許可
		定時制	志願者の住所または勤務地が川崎市内にある者	
	②	全日制	①の要件を満たし、かつ①以外の者	学区外として入学許可 (募集定員の8%以内)
		定時制		
専門学科	①	①の要件を満たす者		学区内での入学許可

⑤ 転居予定先が確認できる書類について

次のいずれかの書類が必要となります。

- 家屋の登記簿謄本または登記事項証明書
- 建築確認通知書、建築計画確認書、入居決定通知書、売買契約書等
- 公団住宅、公社、社宅の管理者の証明書
- 家主との契約書
- その他転居予定の事実を証明できる公的な書類（事前に電話で御相談ください）

⑥ 問合せ先

川崎市教育委員会事務局（川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎）

- 志願に関すること（学区確認申請・学区結果通知発行含む）  
7階 学校教育部指導課 : 電話 044-200-3243
- 入学選考料等学費に関すること  
5階 総務部学事課 : 電話 044-200-3269

◎ 川崎市立高等学校志願者の学区確認申請等についての例（全日制の課程）

番号	申請事由 (実施要領 p. 63, 64)	具体例	志願資格承認状況				
			申請書の 区分	学区申請の 区分	通学規制の 区分	出願サイトの チェック	
1	県外から本県に転居予定の者 ・保護者の転勤等に伴い、 志願者及び保護者が令和 7年4月1日までに県内 に居住する予定の者	市内に転居予定で 普通科志望 (15号様式、22号様式の1 の申請が必要)	15号	川崎市立	第3条	A	
		市外(県内)に転居予定で 普通科志望 (15号様式、22号様式の1 の申請が必要)	15号	川崎市立	第4条	AB	
		県内に転居予定で 専門学科志望 (15号様式の申請が必要)	15号		第3条	A	
8番以降は普通科志望者に該当							
8	県内に居住し志願資格を 有する者で、中学校を卒業 又は修了した者	過年度卒業の志願者 市内居住			第3条	A C	
		過年度卒業の志願者 市外(県内)居住			第4条	ABC	
9	志願者及び保護者である 父母の住所と、志願者の在 学中学校の所在地が異なる 地域にある、公立中学校 の在学者	市内居住で市外の 中学校に在学			第3条	A C	
		市外(県内)居住で市内外の中 学校に在学			第4条	ABC	
10	県内での転居予定者 ・保護者の転勤等に伴い、 志願者及び保護者が令和 7年4月1日までに転居 する予定の者	市外(県内)から市内へ 転居予定 (22号様式の1の申請が必要)		川崎市立	第3条	A	
		市内から市外(県内)へ 転居予定 (22号様式の1の申請が必要)		川崎市立	第4条	AB	
11	保護者の一方と県内に居 住する志願者であって、保 護者の他の一方が勤務の 関係等により志願者と異 なる地域(横浜市の内外又 は川崎市の内外)に居住し ている者	志願者 と保 護者 の 一 方	市内居住	保護者 の 他 の 一 方	市外居住	第3条	A C
			市外(県内) 居住		市内外居住	第4条	ABC

\*申請に関する詳細は、次に示すページを参照してください。

「令和7年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領」 p. 63～76

# 川崎市立高等学校の入学選考料・入学料の納付方法について

令和7年度川崎市立高等学校入学者選抜においては、一般募集（共通選抜）等はインターネット出願システムによる出願となり、募集区分により入学選考料及び入学料の納付方法が異なりますので御注意ください。

## 1 共通選抜（全日制・定時制）

### (1) 入学選考料

インターネット出願システムでの出願時に、オンライン決済によりお支払いください。

### (2) 入学料

入学先高等学校が指定する日までに、インターネット出願システムのオンライン決済によりお支払いください。

※上記(1)(2)についてオンライン決済が困難な場合は、志願先高等学校で現金納付することもできます。その際は、システム利用料はかかりません。

## 2 定通分割選抜（定時制（夜間））

### (1) 入学選考料

「川崎市立高校（定時制）用 令和7年度高等学校入学選考料」の納付書を用いて、金融機関の窓口で納付してください。納付書は志願先高等学校の窓口で受け取るか、川崎市立中学校に在籍の方は中学校まで、川崎市立以外の中学校に在学中の方は居住地の教育委員会まで請求してください。

ア 納付書1枚目の「納入」欄に、志願者の住所・電話番号・氏名・中学校名を記入してください。

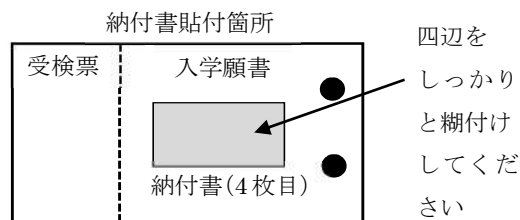
川崎市立高校 (定時制) の納付書であることを御確認ください。

志願者の住所、電話番号、氏名、中学校名を記入してください

※記入に当たっては必ず黒か青のボールペンを使用し、鉛筆等の消える筆記具は使用しないでください。また、修正する場合は二本線で削除し余白に正しい記載をしてください（修正液の使用は不可）。4枚複写のため、筆圧を強めに記入してください。

イ 納付書の裏面に記入されている金融機関の窓口で、記入済みの納付書を添えて納期限内に納付してください。その際、金融機関から「納付書・領収書」と「収入済証明書」（納付書の3・4枚目）が交付されますので、必ず受け取ってください。

ウ 「納付書・領収書」（3枚目）は各自保管、「収入済証明書」（4枚目）は願書の裏面に糊付けし、志願する高等学校へ提出してください。



(裏面)

## <注意事項>

※県立高等学校を受検する場合は、納付書が異なります。また、横浜市立又は横須賀市立高等学校を受検する場合は、各自で志望校に納付方法をお問い合わせください。

※次の場合は、入学願書提出時に志願先高等学校の窓口で現金により納付してください。

- ・定通分割選抜の志願変更期間中に県立及び川崎以外の市立高等学校から川崎市立高等学校へ志願変更し、川崎市立高等学校の入学選考料を納付する場合
- ・収入済証明書を紛失又は願書に貼付し忘れた場合（募集期間終了日から10日以内に返還手続きをしていただければ、二重に支払った分を後でお返しします）
- ・出願期間の最終日で、金融機関が閉店しており納付書で支払うことができない場合

### (2) 入学料

合格者に交付する入学手続き書類に同封された納付書の1枚目「納入」欄に、志願者の住所・電話番号・氏名・入学高等学校名を黒か青のボールペンで記載し、金融機関の窓口で入学料を納付の上、収入済通知書（納付書の4枚目）を入学手続き書類の中にある入学料収入済証明書貼付台紙に糊付けして、入学手続き時に入学先高等学校へ提出してください。

なお、「収入済通知書」を紛失した、又は入学料収入済証明書貼付台紙に貼り付けるのを忘れた場合は、入学手続き時に入学料を改めて現金で納付していただきますが、入学手続き日から10日以内に入学料の返還手続きを行っていただければ、二重に支払った入学料をお返しします。請求方法は別紙「川崎市立高等学校の入学選考料・入学料の返還手続」を御覧ください。

## 3 二次募集（全日制・定時制（昼間部））

### (1) 入学選考料

入学願書提出時に、志願先高等学校の窓口で現金により納付してください。

### (2) 入学料

入学手続き時に、入学先高等学校の窓口で現金により納付してください。

## 4 志願変更をする場合

志願変更期間中に志願先を変更する場合、原則として変更先の高等学校の入学選考料を改めて納付いただきます。既に納付した入学選考料はお返ししません。ただし、川崎市立高等学校の全日制から全日制へ、又は定時制から定時制へ志願変更する場合は、再度入学選考料を支払う必要はありません。川崎市立高等学校の定時制から全日制へ志願変更する場合は、差額（1,250円）をお支払いいただきます。全日制から定時制へ志願変更する場合は差額をお返ししませんので御注意ください。

## 5 入学選考料及び入学料の免除

川崎市では、生活保護を受けている方、保護者が災害、傷病、失業等により生活に困窮されている方に対して、入学選考料及び入学料を免除する制度があります。詳しくは別紙「川崎市立高等学校の入学選考料・入学料の免除申請について」を御覧ください。

### <問合せ先>

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市教育委員会事務局総務部学事課 電話044-200-3269

# 川崎市立高等学校の入学選考料・入学料の免除申請について

生活保護受給者や市民税非課税の方、児童扶養手当を受給している方など、生活に困窮していると認められる方について、申請の上、入学選考料・入学料が免除される制度です。

## 1 入学選考料の免除申請について

### (1) 共通選抜（全日制・定時制）

申請期間：令和6年12月2日（月）から令和7年1月29日（水）まで

#### ア 令和6年12月22日（金）までの申請

申請内容に不備等がなく免除の決定となった場合、入学選考料を納付することなく出願することができます。

#### イ 令和6年12月23日（土）以降の申請

出願時に一旦、入学選考料を納付いただき、免除決定後に還付します。

※イの場合、インターネット出願システムからのオンライン決済時に別途かかるシステム利用料については還付できません。

### (2) 定通分割選抜（定時制（夜間））

申請期間：令和7年3月6日（木）から3月7日（金）まで

入学選考料は出願時、入学料は入学手続き時に一旦納付いただき、免除決定後に還付します。

### (3) 二次募集（全日制・定時制（昼間部））

申請期間：令和6年3月4日（火）から3月5日（水）まで

入学選考料は出願時、入学料は入学手続き時に一旦納付いただき、免除決定後に還付します。

## 2 入学料の免除申請について

### (1) 入学選考料と入学料を併せて免除申請する場合

上記1の申請期間に申請することができます。

また、共通選抜（全日制・定時制）区分に限り、免除決定の後、入学料を支払うことなく入学手続きを行うことができます。

### (2) 入学料のみを免除申請する場合

各選抜区分の合格発表後から入学手続き日（志願先高等学校により異なります）までの期間に申請をすることができます。この場合、いずれの選抜区分も入学料は入学手続き時に一旦納付いただき、免除決定後に還付します。

なお、共通選抜の入学料納付においてインターネット出願システムから納付した場合、別途かかるシステム利用料については還付できませんので御注意ください（入学先の高等学校で現金納付する場合は、システム利用料はかかりません。）。

## 3 申請方法

スマートフォン、タブレット、PC等から e-KAWASAKI（オンライン手続きかわさき）にログインして申請していただきます。

※e-KAWASAKI のアカウント登録が必要です。詳細は以下ホームページを御覧ください。e-KAWASAKI 申請ページへのリンクもページ内にございます。

「川崎市立高等学校の入学選考料及び入学料の免除について」

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000145706.html>

※e-KAWASAKI で申請できない場合は、紙の申請書及び口座振込依頼書（上記ホームページか



らダウンロード可能です。)に必要事項を記入して申請期間内に志願先高等学校へ提出してください(郵送の場合、各申請期間最終日までの消印有効)。

※定通分割選抜及び二次募集の場合は、願書を志願先高等学校へ提出する際に併せて紙の申請書類により提出していただくことも可能です。また、入学料のみ免除申請を行う場合は、入学手続き時に紙の申請書類を提出いただくことも可能です。いずれの場合も、入学料は入学手続き時に一旦納付いただきます。

#### 4 手続方法

##### (1) e-KAWASAKI (オンライン手続かわさき) にログイン

e-KAWASAKI の個人用アカウントをお持ちでない方は、新規登録を行ってください。

##### (2) 必要な情報を入力

申請フォームに沿って必要事項を入力してください。受検学校名(受検する川崎市立高等学校)が免除の申請先となりますので、特にお間違えないよう御注意ください。

##### (3) 申請理由に応じた書類を添付

必要な添付書類の詳細は、上記ホームページ「川崎市立高等学校の入学選考料及び入学料の免除について」の「川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の免除申請基準」を御参照ください。添付書類はスマートフォン等のカメラで撮影するかスキャナで読み込む等した画像(jpeg、pngファイル)又はpdfファイルを添付してください。画像が不鮮明な場合は申請を差し戻すことがありますので、記載内容が読み取れるか確認のうえ御提出ください。

(申請理由と添付する書類の例)

申請理由	添付する書類
生活保護を受給している	被保護証明書(申請者と生徒の名前が記載されているもの)
児童扶養手当を受給している	児童扶養手当証書(受給者と期限が確認できるもの)
生活福祉資金の貸付を受けている	貸付証書
非課税世帯である	現年度の非課税証明書(世帯全員が非課税であることが分かるもの)
生活に困窮している(所得が低い)	課税証明書など所得を証明する書類(世帯員のうち所得がある人全員分) など

##### (4) 内容を確認後申請

入力内容や添付書類に不備があると申請を差し戻すことがあります(e-KAWASAKI に登録したアドレス宛てにメールが届きます。)。差し戻された場合は指示に従って修正のうえ、再提出してください。申請状況については e-KAWASAKI のマイページから確認可能です。

##### (5) 免除の許可

審査の結果、免除を許可された方には「免除許可書」を交付します。

##### (6) 返還(一旦、入学選考料・入学料を納付後、免除決定された方のみ)

入学選考料・入学料の免除決定時に返還手続の御案内と必要書式を該当者に送付しますので、詳細はそちらで御確認ください。

<問合せ先>

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市教育委員会事務局総務部学事課

電話044-200-3269

## 令和7年度 川崎市立高等学校「入学選考料」及び「入学科」の免除申請に係る受付期間等日程表

選抜種別	入学選考料免除申請受付期間 (紙申請は高等学校へ提出)※2		募集期間 (願書受付)		合格発表	入学科免除申請受付期間 (紙申請は高等学校へ提出)
	募集期間前(目安)に免除決定となる申請期間(目安)=目安期間※1	募集期間(目安)	募集期間前(目安)	募集期間(目安)		
共通選抜 (全・定)	12/2(月) ~	1/29(水)	12/22(金) ~	1/23(木) ~	2/28(金)	2/28(金)~各高等学校 入学手続き期間
	2/4(火) ~	2/6(木)		2/4(火) ~		
志願変更(全)※3 (全・定)	3/4(火) ~	3/5(水)		3/4(火) ~	3/14(金)	3/14(金)~各高等学校 入学手続き期間
	3/6(木) ~	3/7(金)		3/6(木) ~		
定通分割選抜	3/6(木) ~	3/7(金)		3/6(木) ~	3/21(金)	3/21(金)~各高等学校 入学手続き期間
	3/10(月)			3/10(月)		

※1 共通選抜(全・定)において、目安期間内に免除申請した場合：

免除が決定した者について、募集期間開始までに受験システム上の免除許可登録が完了するため、志願者は入学選考料を支払うことなく出願することができる。ただし、申請内容に不備等があり志願者からの修正書類受付が同期間内に終了しなかった場合、原則として志願者は一度入学選考料を支払うことになるが、後日免除が決定した場合は、免除許可書に同封する「選付請求書兼口座振込依頼書」及び必要書類を提出することで還付を受けることができる。

※2 共通選抜(全・定)において、目安期間外に免除申請した場合：

免除が決定した者について、受験システム上の免除許可登録は募集期間開始までに完了しないため、志願者は一度入学選考料を支払い、後日、「選付請求書兼口座振込依頼書」等必要書類を提出することで還付を受けることができる。また、二次募集、定通分割における免除申請受付期間は、募集期間と同一であるため、志願者は一度入学選考料を支払い、免除が決定した者については、後日、「選付請求書兼口座振込依頼書」等必要書類を提出することで還付を受けることができる。

※3 志願変更の際の入学選考料免除申請については、川崎市立以外の公立(県立など)から川崎市立へ変更した場合のみ、志願者からの申請を受け付けるものとする。

※4 入学選考料の免除申請について、紙による申請を希望する場合は、志願先の高等学校に提出書類一式を直接提出しなければならない。提出は郵送も可とするが、その場合の郵送料は志願者の負担とし、受付期間最終日当日の消印有効とする。

※5 共通選抜(全日制・定時制)において、入学選考料免除申請受付期間中に入学選考料と共に入学科の免除申請を行い、免除が決定した者のみ、入学科を支払わずに入学手続きを行うことができる。



# 川崎市立高等学校の入学選考料・入学料の返還手続について

## I 入学選考料の返還

### 1 申請ができるケース

一度納付された入学選考料は原則として返還いたしません。ただし、次に該当する場合は、申請手続をしていただくことで入学選考料を返還いたします。

- (1) 入学選考料の免除申請期間内に申請し、志願手続の際に一旦入学選考料をお支払いいただき、その後入学選考料の免除決定された場合
- (2) 志願校が川崎市立高等学校以外の高等学校であるにもかかわらず、誤って川崎市立高等学校の納付書により入学選考料を納付してしまった場合
- (3) 川崎市立高等学校の入学選考料を納付後、願書を提出するまでの間に、志願校を川崎市立高等学校以外に変更した、志願そのものを取りやめる等により、川崎市立高等学校に願書を提出しなかった場合（願書提出後は還付対象外）
- (4) 定通分割選抜において、納付書により金融機関で入学選考料を納付後、収入済証明書の紛失又は添付漏れにより納付したことを示すことができず、高等学校での出願時に入学選考料を改めて現金で納付した場合
- (5) 入学選考料を（川崎市に）二重に納付した場合

### 2 申請期間及び申請手続について

入学選考料の返還を受けようとする場合は、次のとおり返還の手続を行ってください。

#### (1) 申請期間

**各募集期間終了日から10日以内（10日目が土日祝祭日の場合は翌稼業日以内）**

#### (2) 申請手続

- ① 記入例を参考に「川崎市立高等学校入学選考料還付請求書兼口座振込依頼書」（以下「選考料還付請求書」という。）の必要項目を記入してください。
- ② 申請期間内に、「選考料還付請求書」及び「振込先金融機関の預金通帳のコピー（口座名義がカタカナで記載されている箇所）」を川崎市教育委員会事務局総務部学事課に提出してください。（郵送の場合は申請期間最終日の消印有効）

※定通分割・二次募集の場合は、支払いに用いた納付書の控えが必要となります。

- ・「収入済証明書（納付書の4枚目）」、「納付書・領収書（納付書の3枚目）」が両方ある場合は、両方とも「選考料還付請求書」の裏面に糊付けしてください。
- ・「収入済証明書」を願書の裏面に糊付けして提出している場合は、「納付書・領収書」を「選考料還付請求書」の裏面に糊付けしてください。
- ・「収入済証明書」、「納付書・領収書」のいずれも手元がない場合は、「選考料還付請求書」の裏面に、入学選考料を納付した日付と金融機関名・支店名を記入してください。

## Ⅱ 入学料の返還

### 1 申請ができるケース

一度納付された入学料は原則として返還いたしません。ただし、次に該当する場合は、申請手続をしていただくことで入学選考料を返還いたします。

- (1) 入学料の免除申請期間内に申請し、入学手続の際に一旦入学料をお支払いいただき、その後入学料の免除決定された場合
- (2) 定通分割選抜の入学手続きにおいて、納付書により金融機関で入学料を納付後、収入済証明書の紛失又は添付漏れにより納付したことを示すことができず、高等学校での入学手続時に入学料を改めて現金で納付した場合
- (3) 入学料を（川崎市に）二重に納付した場合

### 2 申請期間及び申請手続について

入学料の返還を受けようとする場合は、次のとおり返還の手続を行ってください。

#### (1) 申請期間

**各校の入学手続日から10日以内（10日目が土日祝祭日の場合は翌稼業日以内）**

#### (2) 申請手続

- ① 記入例を参考に「川崎市立高等学校入学料還付請求書」（以下「入学料還付請求書」という。）の必要項目を記入してください。
- ② 申請期間内に、「入学料還付請求書」及び「振込先金融機関の預金通帳のコピー（口座名義がカタカナで記載されている箇所）」を川崎市教育委員会事務局総務部学事課に提出してください。（郵送の場合は申請期間最終日の消印有効）

※定通分割・二次募集の場合は、支払いに用いた納付書の控えが必要となります。

- ・「収入済証明書（納付書の4枚目）」、「納付書・領収書（納付書の3枚目）」が両方ある場合は、両方とも「入学料還付請求書」の裏面に糊付けしてください。
- ・「収入済証明書」を願書の裏面に糊付けして提出している場合は、「納付書・領収書」を「入学料還付請求書」の裏面に糊付けしてください。
- ・「収入済証明書」、「納付書・領収書」のいずれも手元がない場合は、「入学料還付請求書」の裏面に、入学料を納付した日付と金融機関名・支店名を記入してください。

<問合せ先及び還付請求書等の提出先>

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市教育委員会事務局総務部学事課 電話044-200-3269

# 授業料等免除申請書

令和 年 月 日

川崎市教育委員会

保護者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

- 入学選考料  
 入 学 料 の免除を次のとおり申請します。  
 授 業 料

児 童 生 徒	氏 名	
	学校名等	中学校
理 由  ( 詳しく記入 してください )		
授業料の免除期間	年 月 日	年 月 日 月間
添 付 書 類		

注 1 授業料について、1回の申請で減免を受けることができる期間は6箇月以内です。

2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

## 家庭の状況等調

児童生徒  (志願者)	住 所				
	氏 名				
家族の状況	氏名	児童生徒との関係	年齢	同居別居の別	備考（職業・学校名等）
その他参考事項					

# 川崎市立高等学校入学料還付請求書兼口座振込依頼書

令和 年 月 日

(宛て先) 川崎市長

(フリガナ)  
保護者名 \_\_\_\_\_ ㊞

(フリガナ)  
入学者氏名 \_\_\_\_\_

〒 - \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

入学校名 \_\_\_\_\_ 高等学校

先に納付した川崎市立高等学校入学料について、次のとおり返還を請求します。

- 請求金額 (該当する項目をチェックしてください。)
  - 全日制 5,650円
  - 定時制 2,100円
- 返還の理由(該当する項目をチェックしてください。)
  - 入学手続き時に収入済証明書を紛失又は台紙に貼り付けるのを忘れて、入学料を高等学校の窓口で改めて現金で納付した。
  - その他、入学料を二重に納付した。(理由を具体的に記入してください。)

[ \_\_\_\_\_ ]

### 3 振込口座

振込先金融機関	銀行 信金 信組 農協						支店
預金口座の種別	1 普通			2 当座			
口座番号							
<small>(フリガナ)</small> 口座名義						入学者との続柄	

- ※ 入学料を振り込む口座 **【必ず保護者名義のもの】** を記入してください。
- ※ **振込先金融機関の預金通帳のコピー (口座名義がカタカナで記載されている箇所)** も併せてご提出ください。
- ※ この還付請求書を、**入学手続き日から10日以内**に川崎市教育委員会事務局総務部学事課へ提出してください。

入学料納付書の3枚目「**納付書・領収書(納人保管)③**」を、ここにのり付けして下さい。  
入学料を高等学校窓口で支払った場合は、**領収書**をここに糊付けして下さい。

入学料納付書の4枚目「**収入済証明書(提出用)④**」を、ここにのり付けして下さい。

※「**納付書・領収書(納人保管)③**」、「**収入済証明書(提出用)④**」の両方とも紛失された場合は必ず下記の欄に記入して下さい。

なお、記載の内容に誤りがある場合は、返還できないことがあります。

入学料を納付した日	月	日
入学料を納付した金融機関	銀行(等)	支店



入学選考料を納付書で支払った場合は、納付書の3枚目「**納付書・領収書（納人保管）③**」を、ここに糊付けして下さい。

入学選考料を高等学校窓口で支払った場合は、**領収書**をここに糊付けして下さい。

入学選考料を納付書で支払った場合は、納付書の4枚目「**収入済証明書（入学願書貼付用）④**」をここに糊付けして下さい。

※既に支払い済みの「**納付書・領収書(納人保管)③**」「**収入済証明書(入学願書貼付用)④**」の両方を紛失されている場合は、下記の欄を記入して下さい。

なお、記載の内容に誤りがある場合は、返還できないことがあります。

入学選考料を納付した日	月	日
入学選考料を納付した金融機関	銀行(等)	支店